

令和8年 9月 11日

荒川区長 滝口 学

下記の納付義務者は、住所、居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、高齢者の医療の確保に関する法律第112条（地方税法第20条の2を準用）に基づき、下記のとおり公示送達をします。

これらの書類は、国保年金課後期高齢者医療係で保管しておりますので、その送達を受けるべき者にはいつでも交付いたします。

根拠法令	氏名または名称
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	酒川 賢司
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	小泉 悦子
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	平山 晃三
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	相澤 スミ
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	鈴木 政則
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	皆藤 知夫
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	中才 カネ
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	大西 富子
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	近藤 美代子
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	熊田 ざしい
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	CHEN PI LIEN
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	内田 招子
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	長峰 郁
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	島田 勇
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	石井 達雄
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	小林 豊
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	徳原 昶仁
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	崔 英姫
荒川区後期高齢者医療に関する条例施行規則第2条	KANG SOON JA

この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、上記書類の送達があったものとみなします。